

1

憲法の意義と立憲主義の展開

第1. 実質的意味の憲法と形式的意味の憲法

1. 形式的意味の憲法 司R1-11[7]-イ, 予H29-7-イ, R7-7-7

憲法という「法形式」をとって存在している憲法

2. 実質的意味の憲法 司H23-13-7, R1-11[7]-イ

法形式にかかわらず国家の組織や作用に関する基本的な規範（ある特定の内容を持った法）

 Advance 形式的意味の憲法と実質的意味の憲法の区別の実益

本来憲法典に書かれるべきことが書かれないことがあり、逆に、本来憲法の内容となるべきでないものが憲法典の中に書かれることがあるという点に注意を促すことにある  司H23-13-イ

ex. 国会法や公職選挙法の一部の規定は憲法法源としての意味を持つことになる  司H20-1-7

ex. スイス憲法旧25条の2「出血前に麻痺せしめずに動物を殺すことは一切の動物の殺戮方法及び一切の種類の家畜について例外なくこれを禁止する」

(1) 立憲の意味の憲法（近代の意味の憲法） 司R1-11[7]-7, 予R7-7-イ

権力を制限することにより自由を保障しようという考えを基本理念とし、絶対王制における国王の権力を制限し、国民の自由を守ることを目的とする憲法

ex. フランス人権宣言16条「権利の保障が定かでなく、権力分立も定められていないような社会は、いずれも憲法をもつとはいえない」  司H20-1-ウ, H27-11-7/イ, 予H29-7-イ, R3-7-1

(2) 固有の意味の憲法 司R1-11[7]-7, 予H29-7-ウ

国家の統治の基本を定めた法としての憲法

→この意味の憲法はいかなる時代のいかなる国家にも存在する

第2. 日本国憲法の制定過程

1. 大日本帝国憲法（明治憲法）の制定

大日本帝国憲法には、立憲主義的側面と神権主義的君主制の側面が同居するという二面性があった（➡95頁以下）

→天皇機関説事件等を経て、後者が肥大化され、前者を呑みこんでいった

2. ポツダム宣言の受諾とGHQによる憲法改正作業

ポツダム宣言を受諾し、太平洋戦争に敗北した後、GHQによる憲法改正作業が行われた

「国体」護持を主張する日本政府側との交渉を経て、結局GHQ案に基づいた改正作業が行われた

- ✓ 天皇機関説事件
国家法人説（国家を法律上ひとつの法人だとみる見解）に基づいて、天皇を1つの国家機関であると説明する美濃部達吉らの立憲主義的学派の見解が「不敬」であるとして非難された事件
→国家法人説自体は、国民主権とも君主主権とも結びつき得るので注意 図 予R1-8-I